による改正後の国立研究開発法人国際農林水産業研究センターの業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（次条において「新省令」という。）第八条第一項の規定の適用については、同項の表中「通則法第三十五条の四第二項第二号に」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の通則法（次号において「旧法」という。）第二十九条第二項第三号に」と、「同項第三号から第五号まで」とあるのは「同項第二号、第四号及び第五号」と、「通則法第三十五条の四第二項第二号から第五号」とあるのは「旧法第二十九条第二項第二号から第五号」とする。

（事業報告書に関する経過措置）

第三条　新省令第十五条第三項の規定は、この省令の施行の日以後に開始する事業年度に係る事業報告書から適用する。

○農林水産省令第二十五号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）並びに独立行政法人通則法の一部を改正する法律及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十七年政令第七十四号）の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第十九条第四項及び第六項第二号、第三十五条の五第一項及び第二項第八号、第三十五条の六第三項及び第四項、第三十八条第二項、第三十九条第一項並びに第五十条の十一において準用する同法第五十条の六第一号及び第二号の規定に基づき、独立行政法人森林総合研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

農林水産大臣　林　芳正

独立行政法人森林総合研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人森林総合研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十三年農林水産省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人森林総合研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令

第一条中「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に、「第三十条第一項」を「第三十五条の五第一項」に改める。

第六条及び第七条を削る。

第五条第一項中「研究所に係る通則法第三十一条第一項の」を削り、「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第二項中「研究所は、」の下に「通則法第三十五条の八において読み替えて準用する」を加え、同条を第七条とする。

第四条の見出し中「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条中「第三十条第二項第七号」を「第三十五条の五第二項第八号」に改め、同条を第六条とする。

第三条の見出し中「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第一項中「第三十条第一項」を「第三十五条の五第一項」に、「中期計画の」を「中長期計画の」に、「中期計画を」を「中長期計画を」に改め、「開始」の下に「の日の」を加え、「（研究所の最初の事業年度の属する中期計画については、研究所の成立後遅滞なく）」を削り、同条第二項中「第三十条第一項後段」を「第三十五条の五第一項後段」に、「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条を第五条とする。

第二条第一号中「独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第百九十八号。以下「」及び「」という。）」を削り、同条を第四条とする。

第一条の次に次の二条を加える。

（監査報告の作成）

第二条　研究所に係る通則法第十九条第四項の規定による監査報告の作成については、この条の定めるところによる。

2　監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。第一号及び第五項において同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

一　研究所の役員及び職員

二　その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3　前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

4　監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、研究所の他の監事との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

5　監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　監事の監査の方法及びその内容

二　研究所の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中長期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

三　研究所の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他研究所の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

四　研究所の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

五　監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

六　監査報告を作成した日

（監事の調査の対象となる書類）

第三条　研究所に係る通則法第十九条第六項第二号の主務省令で定める書類は、次に掲げる法令の規定により農林水産大臣に提出する書類とする。

一　国立研究開発法人森林総合研究所法（平成十一年法律第百九十八号。以下「研究所法」という。）

二　森林保険法（昭和十二年法律第二十五号）

三　国立研究開発法人森林総合研究所法施行令（平成二十七年政令第四十三号。以下「研究所法施行令」という。）

第八条を次のように改める。

（業務実績等報告書）

第八条　研究所に係る通則法第三十五条の六第三項の報告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。

事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書	当該事業年度に係る年度計画に定めた項目	一　当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が通則法第三十五条の四第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 イ　中長期計画及び年度計画の実施状況 ロ　当該事業年度における業務運営の状況 ハ　当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該事業年度の属する中長期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該指標の数値 ニ　当該事業年度の属する中長期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報